

平成29年2月
定例教育委員会会議

会 議 録

平成29年2月9日開催

会 議 録

開催日時	平成29年2月9日(木) 午後3時 開会 午後4時37分 閉会		
場 所	旭川市教育委員会 会議室		
出席者	教育長及び委員	教育長 赤岡 昌弘, 教育長職務代理者 滝山 義之, 委員 杉山 信治 委員 近藤 美保, 委員 本田 哲嗣	
	事務局	説明員	学校教育部長 田澤 清一 社会教育部長 高橋 いづみ 学校教育部次長 大河原 祐子 社会教育部次長 大鷹 明 学校教育部次長 片岡 晃恵 文化ホール担当課長 石原 充浩 学校教育部次長 山川 俊巳 社会教育課課長補佐 八木 治樹 学校教育部次長 林上 敦裕 学校施設課長 佐瀬 英行 教育指導課主幹 菅藤 真由美 教育政策課課長補佐 櫛部 治彦 教育政策課主査 山口 幸太
	事務局	事務局員	教育政策課課長補佐 佐々木 康成 教育政策課 鎌田 和宏 同 阿部 由里夏
傍聴者	0人		
公開・非公開の別	一部非公開		
会議次第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 平成29年度教育行政方針について ・議案第2号 旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について ・議案第3号 旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について ・報告第1号 平成28年度一般会計予算の補正(臨時代理)について ・報告第2号 旭川市立学校職員の処分内申(臨時代理)について ・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・報告第4号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について 5 報告事項 (1) 市議会経済文教常任委員会の報告について (2) 小中連携・一貫教育推進プランについて (3) 平成28年度全国体力・運動能力, 運動習慣等調査結果について (4) 旭川市大雪クリスタルホールにおける来館者転倒事故について 6 その他 7 閉会		

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、平成29年2月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、杉山委員、本田委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、平成28年11月定例教育委員会会議（平成28年11月4日開催）及び平成28年11月第1回臨時教育委員会会議（平成28年11月10日開催）の会議録については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について御意見はありますか。</p>
各 教 委 員 長	<p>ありません。</p> <p>御意見がありませんので、平成28年11月定例教育委員会会議及び平成28年11月第1回臨時教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p>
各 教 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、平成28年11月定例教育委員会会議及び平成28年11月第1回臨時教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p>
各 教 委 員 長	<p>なお、平成28年12月定例教育委員会会議（平成28年12月21日開催）、平成29年1月第1回臨時教育委員会会議（平成29年1月9日開催）、平成29年1月第2回臨時教育委員会会議（平成29年1月16日開催）及び平成29年1月定例教育委員会会議（平成29年1月24日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するという事によろしいですか。</p>
各 教 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、平成28年12月定例教育委員会会議、平成29年1月第1回臨時教育委員会会議、平成29年1月第2回臨時教育委員会会議及び平成29年1月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>
教 育 長	<p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第1号「平成29年度教育行政方針について」、報告第1号「平成28年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」及び報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。</p>
各 教 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号「平成29年度教育行政方針について」、報告第1号「平成28年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」</p>

	及び報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。
林上学校教育部次長	議案第2号「旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」ですが、議案第3号「旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」と関連する内容ですので、一括で説明願います。
	議案第2号「旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第3号「旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」、説明します。
	初めに議案第2号でございます。旭川市立の小中学校に勤務する教職員の休暇については、旭川市立学校管理規則において、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例などに定めるところによるとされています。
	本年1月1日に、この条例が一部改正され、これまでも取得が可能であった介護休暇とは別に、3か年の期間内において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる介護時間が新設されたところです。したがって、この介護時間の承認について、既存の介護休暇と同様、校長にあっては教育長が、その他の教職員にあっては校長が承認を行うよう、旭川市立学校管理規則の一部を改正しようとするものです。また、勤務時間の割振りなどに係る規定について、北海道の規則改正を基に、必要な文言の整備を行おうとするものです。
	次に、議案第3号でございます。先ほど申し上げました北海道の条例が本年1月1日に一部改正され、介護休暇について、これまでの1回の取得から3回まで分割して取得できることとされたことから、介護休暇を取得する期間に関する申出及び新設された介護時間の請求に係る規定並びにこれらに係る必要な様式を整備するため、旭川市立学校職員服務規程の一部を改正しようとするものです。なお、議案書3ページ及び16ページから23ページまでに、それぞれの議案に係る新旧対照表がありますので、御参照ください。
教 育 長	議案第2号「旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第3号「旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」、御意見、御質問等がありますか。
林上学校教育部次長	介護時間の新設などは、全国的な流れですか。
滝 山 委 員	民間企業の労働者に対する介護休業に関わる法律が改正されました。この法律が改正がされたことを受け、北海道でも条例を改正しています。
林上学校教育部次長	介護休暇の取得は3回までですが、介護時間については何回でも取得できますか。
滝 山 委 員	3か年の期間内において、1日につき2時間の範囲内で取得することが可能となっています。
林上学校教育部次長	介護時間を取得した場合は、どこかで補填しなくてはならないのですか。
杉 山 委 員	補填する必要はありませんが、無給扱いとなります。
林上学校教育部次長	規則や規程の中には条例の改正について全く記載されていませんが、周知されているということですか。
杉 山 委 員	はい。そうです。
林上学校教育部次長	旭川市の学校に勤務する教職員のための規則や規程ですよね。こういった休暇を取得することができますなどと記載する必要はないのですか。
林上学校教育部次長	北海道の条例において、介護休暇等を取得できる旨が記載されておりますので、今回の規則や規程の改正は、申請に必要な書類の整備や、承認を誰が行うのかといった細かな規定を定めています。
杉 山 委 員	分かりました。
本 田 委 員	複雑な書類なので、押印漏れなどの不備がないよう学校長宛てに指導していただきたいと思います。監査等で指摘されることもあります。
林上学校教育部次長	分かりました。
教 育 長	他に御意見、御質問等がありますか。

各 教	委 育	員 長	<p>ありません。</p> <p>それでは、議案第2号「旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第3号「旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各 教	委 育	員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第2号「旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第3号「旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定します。</p> <p>次に、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告願います。</p>
片岡学校教育部次長			<p>報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告します。</p> <p>平成29年1月6日付けから平成29年1月17日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動につきまして、緊急に処理する必要がありますので、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、報告第3号別紙のとおり教育長が臨時に代理し、同条第3項の規定により報告するものであります。</p> <p>内容といたしましては、臨時的任用職員、非常勤嘱託職員の任用によるものでございます。内訳といたしましては、新規に任用した臨時的任用職員が2名、非常勤嘱託職員が1名となっております。</p>
教 育	長		<p>報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、御意見、御質問等はありませんか。</p>
各 教	委 育	員 長	<p>ありません。</p> <p>それでは、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。</p>
各 教	委 育	員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。</p>
			<p>《 報 告 事 項 》</p>
教 育	長		<p>それでは、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項（1）「市議会経済文教常任委員会の報告について」、報告願います。</p>
学校教育部長			<p>報告事項（1）「市議会経済文教常任委員会の報告について」、報告します。</p> <p>市議会経済文教常任委員会は、平成29年1月27日に1日間の日程で開催され、学校教育部に対して2人から質問がございました。</p> <p>1人目、自民党・市民会議の林委員から、教職員の不祥事について、教職員のモラルの乱れを指摘した中で、なぜこのような事件が起こったのか、平成28年第2回定例市議会後にどのような指導の強化を図ったのか、不倫を例に挙げて質問したが、その後の調査でどの学校の教師がそういう問題を起こしているか把握できているのか、危険因子が野放しにされていることに変わりないと思うがいかがか、モラルに関しての対応がないがどうか、管理職との面談等でしっかりと把握できるのか、教育相談やスクールカウンセラーの設置が何のケアになるのか、監督者である校長や教育委員会は、どのような責任の取り方をしたのか、信用失墜行為に当たると考えるがどう考えているのか、教育現場の再生のためにどのようなことを行っていくのかといった内容で、いずれも教職員の強制わいせつ事件に対しての質問がございました。事実関係について答弁した後、教育現場の再生という件に関して、信頼回復の道のりは厳しいものではありませんが、教育に</p>

	<p>携わる専門職として、高い規範意識、倫理観、使命感を持ち、関係者一丸となって、危機感を持ちながら、組織で自らを律し、信頼回復に努めてまいらなければならない旨の答弁をいたしております。</p> <p>2人目、日本共産党の石川委員から、教職員の不祥事について、逮捕に至る前の時点で、情報を学校側及び市教委はつかんでいたのか、情報をつかんでから、市教委は何らかのアクションを起こしたのか、容疑者が逮捕されるまでの間に、市教委は被害者に接触したのか、学校側が接触したという情報はつかんでいるか、スクールカウンセラーを配置するとのことだが、来年度以降はどうする予定か、小学校に対してのスクールカウンセラーは1名しかいないが、日常的に手厚く配置するべきだと思うがいかがか、再発防止の取組について3点ほど報告があったが、再発防止につながると考えるか、これらの再発防止の取組を各学校で行っているのかといった内容の質問がございました。事実経過について答弁した後、最後に林委員の答弁と同趣旨の内容に加えまして、校内研修や管理職による教職員との面談を実施するよう指示するなど、そうした取組を各学校で実施している旨の答弁をいたしております。</p>
教 育 長	報告事項(1)「市議会経済文教常任委員会の報告について」、御意見、御質問等がありますか。
近 藤 委 員	教職員の不倫については、私が委員になる前に雑誌等に載っていた気がします。
学校教育部長	林委員から、教職員の不倫は一般論的にどうなのかということで質問がありました。平成28年第2回定例市議会では、具体的なことは特定していません。
近 藤 委 員	子どもに対するわいせつ行為と一緒に考える問題ではないと思います。
学校教育部長	その点に関しては、混同していると思います。教職員の不倫は信用失墜行為に当たるのではないかとこの質問がありました。その質問に対しては、不倫ということでは信用失墜行為にはならないが、そのことが原因で学校運営や授業を行う上で支障が生じているということになったときに、信用失墜行為になる可能性がある旨の答弁をした記憶があります。また、不倫に対して甘いのではないかと、そういった先生に子どもを預けることができるかという質問があり、小池前教育長から、そういう先生に子どもを預けることは、親としても抵抗があることを理解しており、不倫がいいということを行っているわけではないという趣旨の答弁をした経過があります。
本 田 委 員	私は、林委員に対しての9番目の答弁、石川委員に対しての6番目の答弁内容に尽きるのではないかと思います。この場では、やるべきことはやっていきますということと述べることはできません。今回の件については、現在、捜査中であり、詳しく説明できる状況ではなかったため、教育委員会として各学校に指導できる内容はこの答弁の中で全て網羅されていると思います。各学校も、その指導を受けて、モラルの向上や服務規律の徹底等、教職員全体の意識を更に高めると思います。
教 育 長	事件の詳細については、この場では説明できない旨を先に述べた上で報告しています。
本 田 委 員	この件については、全校長に対し教育長から訓示を行いました。各校長は、その内容を全職員に対し伝えているものと信じたいし、そうあるべきだと思っています。
滝 山 委 員	管理監督責任などは取らなくてもいいのですか。こういった事件に関しては、厳しく判断した方がいいと思います。
教 育 長	最終的には道教委の判断になりますが、管理職の処分についても十分考えられると思います。
各 委 員	他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。

<p>教 育 長 片岡学校教育部長</p>	<p>それでは、報告事項（１）「市議会経済文教常任委員会の報告について」は、報告を受けたこととします。 次に、報告事項（２）「小中連携・一貫教育推進プランについて」、報告願います。 報告事項（２）「小中連携・一貫教育推進プランについて」、報告します。 １月９日の教育委員会協議会で、推進プランの骨子案に御意見をいただいたところです。２月１日に第５回目の小中連携・一貫教育検討懇談会を開催し、昨年５月からの意見交換などを全て終了しました。 第５回目の検討懇談会では、１２月に発行された文部科学省の手引を踏まえて、意見交換を行ったところです。 小中連携・一貫教育の定義と目的、考え方、学校と市教委が小中連携・一貫教育を進めていくための今後の方向性、ＩＣＴの活用、旭川市立小・中学校適正配置計画との整合はどのようになっているのか、北海道教育大学旭川校や上川教育研修センターとの連携、これらの文章が市民に分かりやすい表現であるかなどについて、構成員それぞれの視点から御意見をいただきました。 現在、これまでの意見等を踏まえ、事務局で推進プランの素案を作成しているところです。３月上旬には教育委員の皆様へ配付したいと考えております。その後、３月の教育委員会協議会で素案の協議をしていただき、４月の教育委員会会議で案を決定し、５月にパブリックコメントを実施しまして、６月の教育委員会会議での決定を目指して進めてまいります。</p>
<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長</p>	<p>報告事項（２）「小中連携・一貫教育推進プランについて」、御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項（２）「小中連携・一貫教育推進プランについて」は、報告を受けたこととします。 次に、報告事項（３）「平成２８年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」、報告願います。 報告事項（３）「平成２８年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」、報告します。 本件については、１２月定例教育委員会会議において、本調査の北海道版結果報告書への掲載について御審議いただいたところです。その際にお示しした道教委作成の調査結果資料と、１月中旬にスポーツ庁から送付のあった本市の調査結果の確定値を照合したところ、お手元の資料上段のリーダーチャートにある実技の記録及び中段にある質問紙の回答状況の数値については同様であり、誤りがないことを確認しました。なお、下段にある旭川市の体力向上策は、１２月定例教育委員会会議でお示しした資料から新たに記載し、１月下旬に道教委に報告しました。 調査結果については、１２月定例教育委員会会議で御説明したとおりでございますが、本市の結果公表につきましては、道教委の北海道版結果報告書に掲載される本市の資料をもって代えさせていただきたいと考えております。なお、北海道版結果報告書については、今月末までに道教委のホームページにおいて、公表される予定と聞いております。 今後につきましても、学校体育の充実、家庭と連携した運動習慣づくり、スポーツ課などの関係部局との連携により、児童生徒の体力向上に努めてまいりたいと考えております。</p>
<p>教 育 長 滝 山 委 員</p>	<p>報告事項（３）「平成２８年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」、御意見、御質問等がありますか。 分析の実技欄では、小・中学校ともに握力の結果が良いと書いてありますが、結果が悪かった種目に関する分析はありません。悪かった種目について、どういった評価をし、どのようにしたらいいかという具体例が記載されている方がいいと思います。</p>

山川学校教育部次長	道教委の報告書は、各市町村の良い面をできるだけ反映し、掲載していると聞いています。あくまでも、道教委が作成するという事なので、そのように記述しています。
杉山委員 山川学校教育部次長	旭川市が分析したのではなく、道教委が分析したのですか。 道教委が種目を選び、分析した記述について、市町村で検討したものを含めて掲載してもよいかとの照会となっています。
杉山委員	この資料を見たときに、私も滝山委員と同じような疑問を持ちました。握力以外のほとんどの種目は、全国もしくは北海道の結果よりも悪いです。質問紙の内容を見ると、旭川市は全ての結果が全道や全国よりも良いです。このレーダーチャートは一時点での分析ですが、分析のコメントは、時系列で見たときに体力向上につながっているという書き方だと思います。その辺りの分析は一貫していないような気がします。
山川学校教育部次長	この結果のみをもって児童生徒の体力・運動能力を全て反映しているとは考えていないと思います。各市町村の様々な状況や取組などを踏まえた上でこのような記述がされていると考えております。
本田委員	このレーダーチャートは、道教委のひな形に沿って作られているので、その分析結果を踏まえた上で、旭川市の体力向上策が書かれていると思います。結果が悪かった理由を分析することで、一校一実践の具体的な内容が表れてくると思います。やみくもにマラソンをさせるのではなく、目的を持って取り組むことが、児童生徒の体力向上につながっていくと思います。各学校では、研修会に参加すること、少なくとも一実践を行うこと、中学校では、部活動あるいは体育の時間で補強するようなカリキュラム等を組むことが具体として表れることが望ましいと思います。
教育長 山川学校教育部次長	北海道と旭川市のプロフィールはやや近いなという印象を持ちました。なぜ握力の結果だけが良くて、ほかの結果は悪いのかという分析をすることが必要だと思います。実施時期や取組ませ方の問題もあると思いますので、そういったことを各学校、あるいは市町村で分析をされて、実践を積むことで改善に向かうと思います。旭川市の体力向上策が子どもたちにとって有益であることを望むばかりです。
教育長 山川学校教育部次長	握力の結果が良いことについて、道教委では何か分析していますか。 握力だけに限って分析しているものはありません。全国の中での位置付けや地域性などについては分析されています。
本田委員	中学校においては、体育大会で長縄跳びなどを学級単位で競い合うことがあります。そういった行事を通して体力づくりに励んでいます。小学生と違って、中学生がまとまってそういった取組を行うことは少ないので、学校が主体となって取り組むことがあります。これは好ましいことです。
学校教育部長	一人にだけ目線を当てて指導することに加え、学校として何かに取り組むことが児童生徒の力につながると思います。中学校では部活動が有益だと思います。今の時代は外部指導者の活用なども、更に進展させなくてはならないと思いますが、そこには生徒指導であったり、様々な課題があるので、学校とともに考えていかなければならないと思います。子どもたちのためにとって、何が良いのかを考えることが大事だと思います。
学校教育部長	本来は、なぜ握力の結果が良いのか、なぜほかの種目は結果が悪いのかといった原因を含めた分析がないといけないと思います。市教委である程度落とし込み、各学校での取組にどのように結び付けることができるのかを考えることが私たちの仕事だと思っています。
教育長 滝山委員	専門の立場から、滝山委員は何か思い当たることはありますか。 外で遊ぶ子どもが減っていることが関係しているのではないかと思います。運動機能に関しては二分化しています。運動をし過ぎて、肘や膝を壊す子どももいれば、外で遊ぶ時間に塾に行ったり、スマホやゲームをしている子どももいます。ちょうどいいバランスがとれていないのだと思います。

近藤委員	分析を踏まえた上で、旭川市の体力向上策が書いてあるのだろうなと思 いました。今の時代は、運動機能が落ちている子どもの方が多いと思 います。低学年のときに外で遊んでいないからだと思いますが、公園は草が生 えていて、親が安心して遊ばせることができないということも一つの理由 だと思えます。
教 育 長	近隣の児童遊園などでも子どもの姿をほとんど見ません。子どもの絶対 数が減っていることも理由だと思えます。
各 委 員	他に御意見、御質問等がありますか。
各 教 育 長	ありません。
文化ホール担当課長	それでは、報告事項（３）「平成２８年度全国体力・運動能力、運動習 慣等調査結果について」は、報告を受けたこととします。 次に、報告事項（４）「旭川市大雪クリスタルホールにおける来館者転 倒事故について」、報告願います。
文化ホール担当課長	報告事項（４）「旭川市大雪クリスタルホールにおける来館者転倒事故 について」、報告します。
文化ホール担当課長	本件は、平成２７年２月１３日午後１時頃、大雪クリスタルホールの中 庭への玄関風除室を歩行していた来館者が玄関マットにつまずき転倒し、 左手の骨折等を負う事故があり、平成２９年１月２５日に、市側の過失が ２０％、賠償額１７万７８２円として、示談が成立いたしましたので、御 報告申し上げます。
文化ホール担当課長	本件につきましては、施設管理の瑕疵による事故であり、直ちに、転倒 の原因となった玄関マットを入れ替えており、今後につきましては、更に 施設の安全管理の徹底を図ってまいりたいと考えております。
教 育 長	報告事項（４）「旭川市大雪クリスタルホールにおける来館者転倒事故 について」、御意見、御質問等がありますか。
近藤委員	玄関マットはずっと敷かれていたものですか。捲れていたのでしょうか。
文化ホール担当課長	老朽化したマットあり、少し波打っていたことで、段差ができ、その段 差につまずき転倒してしまったようです。その後、早急に新しいマットに 入れ替えております。予算も厳しく、なかなか入れ替えることができな かった状況にありました。
教 育 長	他に御意見、御質問等がありますか。
各 委 員	ありません。
各 教 育 長	それでは、報告事項（４）「旭川市大雪クリスタルホールにおける来館 者転倒事故について」は、報告を受けたこととします。
各 教 育 長	《 そ の 他 》
教 育 長	他に、何かありますか。
各 委 員	ありません。
事 務 局 職 員	ありません。
教 育 長	《 秘 密 会 》
教 育 長	ここからは、秘密会といたします。
教 育 長	【以下、非公開】